

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

記

1. 監査対象

施設名： 道の駅思川
指定管理者： 株式会社小山ブランド思川
所管課： 産業観光部 農政課

2. 監査期日

令和元年12月18日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、監査委員による実地監査として、事務の執行状況、経理事務の自己点検及び道の駅思川の管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

- ・現在年中無休で営業しているが、定休日の設定も検討願いたい。

定休日を設定することでお客様を飽きさせない魅力ある店づくりや、研修実施による接客サービス向上、従業員同士のコミュニケーション強化が図れることに加え、昨今の働き方改革にも通じ、従業員のモチベーションアップや農産物出荷者及び工房職員の負担軽減の効果も期待できるのではないかと。

定休日の設定による売上変動と、光熱費等の営業費用低減を勘案したシミュレーションを行い、その結果を踏まえながら中長期的な収益力改善施策の一環として検討を行って欲しい。将来的な収益悪化が懸念される中で、今後の収益力強化に向け所管課としての積極的な関与・支援が望まれる。

- ・「道の駅思川」が新たな財産の取得、設備投資を実施した場合、費用負担が市あるいは指定管理者のいずれであっても最終的な所有権は市に帰属するものとする。所有権が市に帰属しなければ、指定管理者の自己所有財産が築かれることとなり、以降の管理に重大な懸念が生じるためである。このような懸念を解消するため、今後新たな財産の取得、設備投資等を実施する場合には、市との間で当該財産及び設備の贈与又は売買による譲渡手続きを実施することを条件に付すことを検討願いたい。
- ・オープン当初からの管理運営者として、これまでのコンセプトを大切にしつつ、社会の変化に対応すべくこれまでの既成概念に囚われない商売のあり方（営業日数、商品構成等）に所管課と連携しながらチャレンジして欲しい。
- ・駐車場及びトイレの環境整備については、所管する国土交通省との地道な交渉を継続されるよう望む。